

金融機関ごとに異なる記載部分(静岡銀行の場合)

項目	確認
ご利用にあたって * WEB-PCバンキングサービスの利用契約が必要となります。	
利用者番号	金融機関にでんさいの利用を申し込むと通知される英数字9桁の番号です。 でんさいの利用には利用者番号が必要になるため、あらかじめお取引先との間で、相互に利用者番号・口座番号をお知らせください。英字の「I」「O」「Z」を除く英数字で構成されています（数字のみの場合もあります）。 1つの法人（個人事業主の場合は1人）につき、利用者番号は1つです。 複数の窓口金融機関を通じてでんさいネットを利用する場合でも、利用者番号は同じです。
ご利用可能時間	7:00～21:00（土・日・祝日もご利用いただけます。） 12/31～1/3、5/3～5/5および毎月第2土曜日を除く ◆当日付の記録請求は15:00まで（15:00以降は予約扱い）
ユーザー種類について	本サービスのユーザには、マスターユーザと一般ユーザの2種類があります。 ・ マスターユーザ 一般ユーザの追加・削除や権限付与、各種設定を行う管理権限を持つ、ユーザを指します。 ・ 一般ユーザ 取引を行うためのユーザを指します。一般ユーザに対しては、取引を「依頼する(担当者)権限」「承認する(承認者)権限」のいずれか一方または両方を付与することができます。 ※担当者と承認者の双方に権限を設定することも可能です。
トップ画面について	
「法人IBへ戻る」ボタンの名称	静岡銀行では「法人IBへ戻る」の名称となっています。
初期設定	
ユーザの権限設定	「ユーザの更新」はWEB-PCのマスタユーザ以外がでんさいを利用する場合、必要です。 「ユーザの権限設定」は「全選択」ボタンを押下することで、権限を一括で付与することができます。
承認パスワード	承認パスワードは、お客様が任意の文字列をお決めいただいて入力してください。 ・半角英数字6文字以上12文字以内で入力してください。(記号は使用できません) ・英字は大文字と小文字を区別します。 〔ソフトウェアキーボードを開く〕ボタンをクリックすると、画面上に文字ボタンを表示させ、マウス操作によりパスワードを入力することができます。
指定許可制限設定	「利用者情報登録変更届」にて指定許可機能の利用をお申込された場合に表示されます。
でんさいをファイルで取引する	
ファイル取引再請求	取引日（記録請求日）が本日以降、かつ、正常な明細が存在する場合に再取引（再請求）ができます。
融資を申し込む	
融資申込	融資申込 「割引」または「譲渡担保」の申込を行うことができます。 担当者は必要な項目を入力し、仮登録を行います。承認者が仮登録を承認することで「割引申込」または「譲渡担保申込」が完了します。 融資申込の状況を照会することも可能です。 本機能をご利用いただくためには、事前にお申込が必要です。
割引・譲渡取消可能期間	割引申込・譲渡担保申込 ■申込基本情報について 希望日は、下記1かつ2の範囲で入力可能です。 1. 当日の4営業日後から30営業日後まで 2. 申込債権の支払期日の7営業日以前 ※静岡銀行の場合、申込日から支払期日が1年を超える場合、割引申込はできません。 債権譲渡請求 債権を譲渡する場合、全額譲渡と債権を分割して行う一部譲渡が可能です。 譲渡記録請求は原則として、譲受人になる利用者を債権者とし、譲渡人を保証人としします。 担当者は必要な項目を入力し、仮登録を行います。承認者が仮登録を承認することで、譲渡記録請求が完了します。 （複数譲渡記録請求を利用した場合） 承認完了時点では、譲渡の成立は確定していません。承認完了後、譲渡記録メニュー画面の請求状況一覧、または通知情報一覧画面にて結果を確認してください。 ■取消 譲渡人として、譲渡請求の発生記録を行った債権は、予約請求をしたものに限り、譲渡日前日までに取消が可能です。 譲受人として、譲渡請求された債権の取消請求を行う場合は、譲渡日の5営業日後（譲渡日当日含む）までの間に取消請求をします。
でんさいを確認する	
取引履歴照会可能期間・件数	取引履歴照会 過去の取引履歴を照会することができます。 当日を含めた過去92日間の範囲で照会が可能です。 一覧で照会できる件数の上限は2,000件です。 取引履歴照会をファイル（共通フォーマット配信1形式）でダウンロードすることもできます。 取引履歴照会を行うには、取引履歴照会権限のある口座の範囲内で照会可能です。
その他の機能について	
指定許可管理	取引を許可するお取引先について登録／変更／解除を行うことができます。 指定許可先を登録すると、「許可先」として指定した取引先以外からの請求をエラーとすることができます。 本機能をご利用いただくためには、事前にお申込が必要です。
まとめ承認機能	以下の取引の仮登録を、まとめて承認または差戻し／削除することが可能です。 ・複数発生記録（債務者請求方式） ・複数発生記録（債権者請求方式） ・複数譲渡記録請求 ・債権一括請求 ・債権一括予約取消請求 まとめて承認または差戻し／削除が可能な仮登録情報は、30件（承認待ち一覧画面の1ページにおける表示上限件数）です。
残高証明書	翌日～1ヶ月先の間に基準日を迎える残高証明書が存在する場合、残高証明書発行予定の照会を行うことができます。 残高証明書発行予定の照会は利用者情報照会の業務権限をもつユーザが行うことができます。 ＜注意事項＞ 四半期末など定期的な残高証明書発行を希望する場合は、当行窓口を通じて、あらかじめ発行の基準日、および送付先の申請が必要となります。 定例発行：1,980円／都度発行：4,400円。